

非対面型販売促進事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請書提出

* 交付申請は下記担当部所に提出してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始 (申請時期に関わらず、令和2年4月1日以降の事業が対象となります。)

【事業を中止・廃止したい場合や補助金の増額を伴う場合】
県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記担当部所まで郵送してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:補助事業目的を達成し、かつ補助対象経費の額が確定した日

5. 実績報告書提出

完了・中止・廃止から20日以内又は2月28日までのいずれか早い日。

○実績報告は、下記提出先まで郵送してください。

◎補助金の支払い
実績報告書の提出があり次第、補助金額を確定した上で、速やかに支払いを行います。
事業期間中に概算払いできる場合があります。

書類提出先・お問合せ先

区分	所属	電話
6次産業取組者	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所 頑張ろう鳥取県緊急支援センター (地域振興局内)	0858-23-3985
	西部総合事務所 頑張ろう鳥取県緊急支援センター (地域振興局内)	0859-31-9637
	西部総合事務所日野振興センター 頑張ろう鳥取県緊急支 援センター(総合受付)	0859-72-2085
6次産業取組者(水産業) 鮮魚仲買組合の組合員	農林水産部水産振興局水産課	0857-26-7316
食品加工業者	商工労働部兼農林水産部 市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807